

まつ かい そうかい 松がえ会 総会について

1 日 時：令和8年（2026年）11月6日（金）

かい じょう かい ほう じ ふん しちょうかくしつ
会場開放 11時45分～（視聴覚室）

う け つ け じ か ん じ ふん
受付時間 12時30分～

まつ かい かい そうかい じ ふん
松がえ会総会 12時45分

しゅうりょう よ て い じ ふん
終了予定 13時45分

2 ば しょ ほっかいどう だ て こうとうようごがっこう しちょうかくしつ
場所：北海道伊達高等養護学校 視聴覚室

3 ない よう れいわ ねんどじぎょうしっこうじょうきょうほうこく まつ かい やくいんかいせん きょういくしんこうかい かいけいしっこうきんきょう
内容：令和8年度事業執行状況報告、松がえ会役員改選、教育振興会会計執行近況
ほうこく
報告など

4 もうしこ ふよう
申込み：不要

※当日の10時30分～12時00分まで学校祭が行われます。同窓生の方も参加可能となっています。
お時間がある方は御参加ください。

5 どうじつ
当日について：

（1）がっこうがわ げんかん はい
学校側の玄関からお入りください。

（2）こうきょうこうつうきかんりよう ばあい かえ じかん しら
公共交通機関利用の場合、帰りの時間も調べてきてください。

（3）そうかい さんか かた がっこうさいしゅうりょうご そうかい かいし じかん しちょうかくしつ たいき
総会に参加される方は、学校祭終了後、総会開始時間まで視聴覚室で待機することがで
きます。視聴覚室の中で 昼食 をとることができますので、必要な方は持参してください。

6 ほか まつ かい き
その他：松がえ会のことで聞きたいことがあるときは、がっこう でんわ か
学校へ電話を掛けて、

「きせい もう
〇〇期生の〇〇と申します。

まつ かい そうかい き しんろ せんせい ねが
松がえ会総会のことで聞きたいことがあるので、進路の先生をお願いします」

つた
とお伝えください。

へいじつ じ じ でんわたいおう
平日の9時～16時まで電話対応することができます。



まつ かい じむきょく
【松がえ会 事務局】

ほっかいどう だ て こうとうようごがっこう しんろ し どう ぶ
北海道伊達高等養護学校 進路指導部

でんわ
電話：0142-25-5115



北海道伊達高等養護学校卒業生と保護者の会（松がえ会）会則

（名称）

第1条 この会は、「北海道伊達高等養護学校卒業生と保護者の会」と称し、事務局を北海道伊達高等養護学校に置く。

（目的）

第2条 この会は、北海道伊達高等養護学校の卒業生とその保護者の親睦と交流を図るとともに、充実した社会生活を送るために必要な情報交換や情報の集積を図る。

（事業）

第3条 この会は、前条の目的を成し遂げるため、次の事業を行う。

(1) 卒業生とその保護者の交流親睦事業

ア 松がえ会総会

イ 各支部交流会

ウ 卒業生の生活情報調査

(2) 会員向け情報の発信

ア 松がえ通信 5月、9月にホームページにて発信

イ 松がえだより 卒業後1～2年目の卒業生対象

(3) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第4条 この会は、北海道伊達高等養護卒業生とその保護者及び教職員をもって組織する。

（役員）

第5条 この会の役員は、次のとおりとする。

(1) 会長 2名（卒業生保護者・卒業生）

(2) 副会長 2名（卒業生保護者・卒業生）

(3) 各支部代表 各支部複数名（卒業生）

ア 西胆振支部：登別市、室蘭市、伊達市、壮瞥町、洞爺湖町、豊浦町在住会員

イ 苫小牧支部：白老町、苫小牧市、安平町、むかわ町、厚真町、日高管内在住会員

ウ 札幌支部：西胆振、苫小牧、函館支部在住者を除く会員

エ 函館支部：渡島、桧山管内在住会員

(4) 会計 1名（進路指導部長）

(5) 事務局長 1名（教頭）

(6) 事務局員 （進路指導部）

（役員改選）

第6条 この会の役員は、次の方法によって選出する。

(1) 会長（卒業生幹事）、副会長（卒業生幹事）各支部幹事は11月の総会において改選。
ただし、再選は妨げない。

(2) 卒業年度幹事候補は松がえ会入会式において選出する。

(3) 事務局長は教頭とし、会計は進路指導部長、事務局員は進路指導部とする。

（役員の任務）

第7条 役員の主な任務は、次のとおりとする。

(1) 会長はこの会を代表し、会務を司る。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理を務める。

(3) 会計は会計経理及び記録にあたる。

(4) 支部代表は各支部交流会を実施する。

(5) 事務局長はこの会の事務を司る。

(6) 事務局長は事務局員の事務を統括する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は次のとおりとする。

- (1) 10月から翌年9月までの1年間とする。ただし、再選を妨げない。
- (2) 役員に欠員が生じた場合は、必要に応じて会長が委嘱する。

(役員会)

第9条 会長は必要と認めた場合、役員を招集し次の事項について審議することができる。

- (1) 総会に提出すべき事項。
- (2) この会の運営や活動に関する事項。

(松がえ会総会)

第10条 松がえ会総会は11月に実施し、次の事項を決議するものとする。

- (1) 事業報告及び次年度事業計画
- (2) 予算執行状況の報告
- (3) 役員の改選
- (4) 会則の見直し

(総会の成立)

第11条 松がえ会総会は、次の事項により、成立するものとする。

- (1) 総会の成立については、教育振興会規約に準じる。
- (2) 4月の教育振興会定期総会及び臨時総会において、松がえ会会則の見直しを行い、同年の松がえ会総会が成立し、総会において会則の変更が承認された場合、会則は改正する。

(各支部)

第12条 各支部は別表の地域に在住する会員をもって組織される。各支部は各支部代表（卒業生）を複数名置き、支部交流会を実施する。

(支部交流会)

第13条 会長、副会長、各支部代表は、支部に在住する卒業生及び保護者の親睦を図るための「支部交流会」を開催する。

(経費)

第14条 この会の経費は、北海道伊達高等養護学校教育振興会費、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計)

第15条 教育振興会費の会計は4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終了となる。よって、松がえ会としては年度をまたぐこととなる。

付 則

- (1) この会は、平成17年4月1日から実施する。
- (2) 発足当初の役員は、第6条の規定に関わらず設立準備において選出された役員をもって充てるものとする。
- (3) 北海道立て高等養護学校同窓会（松がえ会）は廃止し、第1条の「北海道伊達高等養護学校卒業生と保護者の会（松がえ会）」を読み替えるものとする。
- (4) 令和5年4月現在、この会の事務局には、庶務部、支援相談部は所属していないことから事業内容を整理する。それに伴い、松がえ会会則、教育振興会組織図を一部改訂、追加する。
- (5) 令和5年4月、「第11条 会則の変更」を追加する。
- (6) 令和7年4月、「第11条 総会の成立」とし、一部改正・追加する。